

金商法施行に伴う 取引参加者制度等の見直し

制度調査部
横山 淳

【要約】

2007年5月22日、東証は「金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について」を発表した。

金融商品取引法に伴って、これまでの「証券会社」は「金融商品取引業者」に再構成される。それに合わせて、東証の参加資格についても必要な見直しが行われるという訳である。

同時に、取引資格が形骸化した場合の取引資格の取消しが盛り込まれている。

東証では、金融商品取引法の施行と合わせて、2007年9月を目途に実施することを予定している。

はじめに

2007年5月22日、東京証券取引所（以下、東証）は「金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について」を発表した。

2007年9月に施行が予定されている金融商品取引法では、「投資者保護のための横断的法制」という観点から、これまでの「証券業」「金融先物取引業」「投資顧問業」「投資信託委託業」などが「金融商品取引業」に再構成されることになる。これに合わせて、東証の参加資格についても必要な見直しが行われるという訳である。

取引参加者とは？

「取引参加者」とは、証券取引所（金融商品取引法の下では金融商品取引所）が開設する市場において、有価証券の売買などの取引に、直接、参加できる資格（取引資格）を与えられた者のことである（現行証券取引法2条19項、107条の2第1項、107条の3第1項、金融商品取引法2条19項、112条1項、113条1項）。

つまり、違法な取引注文の防止や決済の安全確保の観点から、証券取引所（金融商品取引所）での直接の売買を一定の条件を充たす証券取引（金融商品取引）の専門会社に、市場での取引資格を限定しているのである。

取引資格を持たない者（一般投資家など）が、市場で上場株式などの売買を行う場合、その証券取引所（金融商品取引所）での取引資格を有する業者（一般には証券会社）に注文を取り次いでもらう必要がある。他方、注文を受託する業者は、違法な取引注文（インサイダー取引、相場操縦など）を受注することなどのないように、適切なコンプライアンス体制・管理体制を整備する必要がある。

金融商品取引法施行に伴う見直し

東証では、金融商品取引法の施行に合わせて、取引参加者となることができる者の対象を、次のように改正することとしている。

	改正前	改正後
総合取引資格 株価指数先物等取引資格 株券オプション取引資格	証券会社 外国証券会社	第一種金融商品取引業のうち 有価証券の売買などの業務種 別の登録()を行っている 金融商品取引業者
国債先物等取引資格	証券会社 外国証券会社 登録金融機関	第一種金融商品取引業のうち 有価証券の売買などの業務種 別の登録()を行っている 金融商品取引業者 登録金融機関

() 厳密には「金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号の業務の種別の登録」とされている。

金融商品取引法の下では、これまでの「証券業」は「(第一種)金融商品取引業」として位置づけられることとなる。それを踏まえて、取引参加者の対象についても「文言の面を中心にしてのテクニカルな修正」(2007年5月22日付社長会見)を行うものである。

つまり、現行の「証券会社」「外国証券会社」に相当する「(第一種)金融商品取引業者」の類型を指定したもので、特に実質的な変更はないと考えられる。

取引資格が形骸化した場合は、資格取消しも

上記のテクニカルな修正に加えて、東証は、取引資格が形骸化した場合には、取引資格の取消しを行うことを、今回の見直しに盛り込んでいる。こちらは実質的な変更だと考えられる。

具体的には、次の 及び の要件に該当する場合は、その業者の取引資格を取り消すこととしている。

最近3年間、東証市場において有価証券の売買等を行っていない。

東証市場において有価証券の売買等を行うための取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない。

東証からのヒアリングによれば、こうした規則改正を必要とする具体的な事情は「特にない」ということである。証券取引所も国際的な競争にさらされている現状を踏まえれば、東証が取引資格のあり方について、こうした見直しを行うことには合理性があるように思われる。

実施時期

東証は、2007年6月21日まで広く意見を募集した上で、2007年9月を目途に新ルールを実施することを予定している。